

第2回農地中間管理事業評価委員会意見まとめ

1. 開催日時 平成28年3月14日(月) 午後1時30分
2. 開催場所 長野市県町576 ホテル国際21 弥生の間
3. 出席評価委員等
 - (1) 農地中間管理事業評価委員会委員出席者5名
 - (2) 出席理事 1名
 - (3) 出席県職員 2名
 - (4) 出席公社職員 13名

委員

JAとの関係をどうするかということで、円滑化事業を実施して集積してきています。また生産組合を作って機械利用をしています。約50%を担い手に集積している状況ですので、そのへんをどう理解して機構ヘシフトするかが課題と思います。

委員

2月の利用調整員会で中間管理事業の説明をしてもらいました。この事業は手続きが煩雑で、ハードルが高いと思います。

委員

現在までの実績に対し敬意を表したいと思います。取組内容が具体的になってきたと思います。今日は県からもご説明いただき、県全体で取り組んできていることがわかりました。補助もいろんな制度を組み合わせれば、負担ゼロになるとうこともわかりました。やれることをやろうという意欲が見られるので、評価できると思います。これを現場に十分浸透させるかどうかとうことは簡単ではないのかなと思われま

す。参事さん方もおられますが、どの程度具体的に分かり易く各地域にその場にあったような説明ができるかという適用力、プランの細分化、しっかり1年1年積み上げていかなければ、カルテみみたいな感じで毎年見直すようにしてく、また担当者がしっかりしていかなければうまくいかないのではないかと思います。5年の借入など積極的に取り組んでいると思いますが、固定資産税は10年の借入となり、制度の制限を十分に説明していく必要があると思います。

振興課の資料にもありますが、受け手のいないところをいかに受け手を育てていくかが問題となります。農業委員会、JA、土地改良区等も農地活用については同じ方向で進んでいるので、目標を共有していくことがまだ十分でないと思います。また、この事業は緒に就いたところだから、国の制度への要望も県と通じてしていくことが重要と思います。

民間の感覚は企画力とか経営感覚を取り入れることも重要だと思います。

委員

新規就農者だけでなく、農業後継者に対する支援も考えていただきたいと思いま

す。団体営事業の補助率を上げるよう要望してきましたが、今回から機構事業取組による補助率アップは長年の要望の成果と思います。

委員

28年度はこれから向かうにあたってのということで広く意見を徴取するということですね。

物納についてのことですが、これは非常に効果があると思います。

贈与税の軽減がありますが、税のことはみんな考えます。税制も整備されたことは、いいことだと思います。これは効果が出る制度だと思います。

税理士とか、会計士の相談会に税理士会や会計士会にお願いして参加し、機構事業の説明とするなど、社会貢献事業として考えていくことも一つの環境整備をするのも大事だと思います。

目先の目標だけにとらわれず、長期的な方針でみていかないといけないと思います。農業委員会も動いていないと思いますが、そういう所に成果とか取組の状況を説明して、信頼度を高めていくことが大事だと思います。継続こそ力で在りそれを現場に伝えることが重要だと思います。

委員長

27年度事業の評価ですが、達成率という量からしますと中間管理権では63%の達成率、利用権の設定は59%ということでございます。

平成26年度の実績から8倍に伸びたことは非常に努力されたと思いますが、まだ、目標の達成には至っていない。よって、今後も引き続き工夫と努力をやっていただきたい。

広域地域や市町村別には、実施率実施体制や事業に対する理解ということにバラツキがあるように見受けられます。

方策が昨年からかなり具体化して目に見えるようになってきている。

土地改良事業とかに対して関連性が明確になってきている。こういう点は進んでいると思います。

キャラバン隊を作って制度の啓発をされたこと、借受期間を5年にすることを県独自の制度として作ったこと、貸出農地の集中掘り起こし期間を設定して実施されたことは県独自の対策が見られているとは評価できると思います。ただ、国の制度とのギャップがあるので、その辺をどう埋めていくのかは今後の課題となると思います。

業務受託団体に設置されている専任、兼任の推進員が置かれている地域がありますが、置かれている地域では、事業実績が上がってきている。そういう点では推進員の制度は有効なものと思います。

地域の実情にあったやり方を進められていると思います。

基本的には県下全市町村で事業に取り組むことだと思います。

「人・農地プラン」ですが、これを効果的なものにするため重点地区の設置、国県のインセンティブ制度の活用を活用する区域等に細分化して実質的話し合いを進めていくものにしていくことも重要だと思います。

委員さんの意見もありましたが、顔が見える関係というのが非常に大事だろうと思います。顔が見える関係の中で話し合いが出来るような見直しが重要と考えられます。機構や県の職員のみなさんが担当制を引くとかして地域の活動を牽引して行くことも重要だと思います。圃場整備など土地改良の土地改良区や多面的直接支払の地区との連携も有効になってくると思います。

担い手農業者との関連ですが、担い手の育成という点も踏まえ、担い手農業者との連携も大事にする事業活動有効になってくると思われます。それにより担い手の育成につながるのではないかと思います。

税理士さんとか会計士さんとかの相談の場を設ける形で、経営のサポートともやる中で事業の必要性だとか理解が進むと思われしますので、担い手農家との連携ということも大事な活動となり、農業経営者協会、農業法人協会等担い手組織との連携や協力関係をもってやっていただくことが大事かと思います。

事業管理システムについては、こういうことも活用して事業の効率化が期待できると思いますので、システムの構築を進めていただきたいと思います。物納など地域の実情に合った制度も大事だと思いますので、利用しやすい制度にもっていただければと事業が推進出来ると思います。

継続こそが力であるとそういうふうなことですので、今後も継続してやっていただければよいと思っております。